

児童扶養手当と障害基礎年金などの併給調整の見直しについて

- ①障害基礎年金などを受給しているひとり親家庭の場合は、障害基礎年金などの額が児童扶養手当額を上回る場合には、児童扶養手当を受給することができませんでしたが、令和3年3月分から、児童扶養手当額と障害年金の子の加算分の額との差額を児童扶養手当として受給できるようになります。
※障害基礎年金など以外の公的年金など(遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)や、障害厚生年金(3級)のみを受給している人は、公的年金などの額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分を児童扶養手当として受給できます。
- ②児童扶養手当は、受給資格者、受給資格者と生計を同じくする民法上の扶養義務者(子どもの祖父母など)について、それぞれ前年の所得に応じて支給を制限する取り扱いがあります。令和3年3月分以降は、障害基礎年金などを受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付などが含まれるよう変更になります。

申請

児童扶養手当を受給するには申請が必要です。3月1日より前であっても事前申請が可能です。
※申請する場合はお問い合わせください。すでに児童扶養手当受給者として認定を受けている人は原則申請不要です。

支給開始月

通常、児童扶養手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった人のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている人は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。

児童扶養手当・特別児童扶養手当をご存知ですか？

児童扶養手当

母子・父子家庭や父母のいない児童の生活の安定を図り、自立を促進するために手当を支給する制度です。
次の①から⑨のいずれかの条件にあてはまる児童(18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童、障害児については20歳未満)を監護養育しているひとり親の父・母または養育者に支給されます。

※父については、生計も同一であること。

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| ①父母が離婚した。 | ⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けた。 |
| ②父または母が死亡した。 | ⑦父または母が法令により引き続き一年以上拘禁されている。 |
| ③父または母に重度の障害がある。 | ⑧婚姻によらないで懐胎した。 |
| ④父または母の生死が明らかでない。 | ⑨孤児など、父・母ともに不明である。 |
| ⑤父または母から引き続き一年以上遺棄されている。 | |

手当月額(令和2年度)

前年の所得に応じて決定されます。

特別児童扶養手当

心身に一定の障害がある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給される手当です。

手当月額(令和2年度)

1級・・・52,500円 2級・・・34,970円

子どもが1人の場合	子ども2人目の加算額	子ども3人目以降の加算額
全部支給 43,160円	全部支給 10,190円	全部支給 6,110円
一部支給 43,150円～10,180円	一部支給 10,180円～5,100円	一部支給 6,100円～3,060円



次のような場合には支給されません

児童扶養手当

- ・児童が児童福祉施設などに入所している。
- ・父母または養育者が異性と事実上婚姻関係と同様の事情にある。

特別児童扶養手当

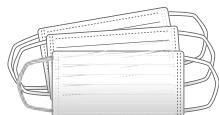
- ・児童が児童福祉施設などに入所している。
- ・児童が障害を事由とする公的年金を受けている。

※その他にも支給されない場合があります。また、一定額以上の所得がある場合は、支給停止となります。
いずれの場合も、申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

●提出・問い合わせ先 健康子育て課 子育て支援室 ☎26-2248(直通)

マスクの寄付をいただきました

12月14日、第一生命保険株式会社群馬支社様から使い捨てマスク2,000枚の寄付をいただきました。



昭和37年4月2日から

昭和54年4月1日生まれの男性へ

まだ検査を受けていない人や風しんの抗体がなく予防接種を受けていない人は、大人の風しん追加対策のため配布したクーポン券を活用してください。

●問い合わせ先

健康子育て課 健康づくり室 ☎54-7744(直通)



3月 保健センター健康ガイド

※やむを得ず日程が変更になる場合は、町ホームページなどでお知らせします。あわせてご覧ください。なお、2月の予定は広報1月号10ページをご覧ください。

内容	日時	対象者	摘要
3歳児健診	5日(金)受付13:00~	平成29年12月生まれ	詳細は通知をご覧ください。
土日開催 健康相談 母子手帳交付	7日(土)・13日(土) 10:00~11:30、13:00~15:00 ※7日(土)、13日(土)午前は遊びに 利用できません。	健康相談のある人	相談内容:子育て・健康管理・その他健康に関すること 相談員:保健師、管理栄養士
		妊婦	妊婦届出書を持参してください。
パパ・ママ学級	7日(土) 13:00~16:30	出産予定日が 令和3年4月~7月の妊婦と その家族	①先着15組 ②健康づくり室に電話で3月3日(水)までに事前予約 をしてください。
助産師相談会	9日(日) 9:00~12:00	妊婦・産婦	相談内容:妊娠に関すること、授乳などで悩んでいること 相談員:助産師 ③健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
3~4カ月児健診	9日(日)受付13:00~	令和2年10月16日~ 11月30日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
10~11カ月児健診	11日(火)受付13:00~	令和2年3月16日~ 4月30日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
運動発達の相談 (作業療法士)	11日(火) 13:30~16:30	子どもの運動発達の面で アドバイスが欲しい人	相談内容:子どもの運動発達に関すること(いざり・ ハイハイしない・お座りができないなど) 相談員:作業療法士 ④健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
子育て相談会	12日(水) 10:00~12:00 26日(水) 14:00~16:00	子育てに関して相談のある人	相談内容:子どもの発達や子育てに関すること 相談員:心理士(または保健師) ④健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
1歳6カ月児健診	16日(土)受付13:00~	令和元年8月生まれ	詳細は通知をご覧ください。
2歳児歯科健診	24日(土)受付13:00~	平成31年1月16日~ 2月28日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
ことばの相談	24日(土) 14:00~16:00	子どものことばの面で アドバイスが欲しい人	相談内容:子どものことばに関すること (発音・ことばの数が少ないなど) 相談員:言語聴覚士 ④健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
母乳相談	25日(日)受付 9:30~	乳幼児と親または家族	持ち物:母子手帳 相談員:助産師・栄養士・保健師 相談内容:授乳(乳房トラブル)、離乳食のことなど ④健康づくり室に電話で事前予約をしてください。 (3月11日(水)から受け付け開始)。

★育児・介護・医療でお困りの人は「よしおか健康 No.1 ダイヤル 24」 ☎0120-026-103 へ! (年中無休・通話無料)

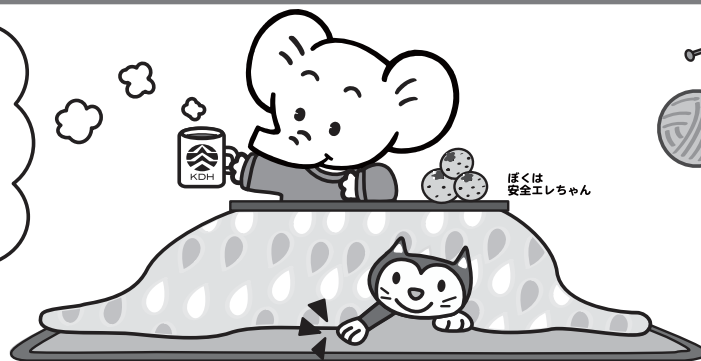
スポーツの話題



大会のお知らせ

ケイマンゴルフ春季大会
期 3月21日(日)
時 午前7時30分集合
場 町ケイマンゴルフ場
対 町内在住・在勤者(高校生以下は除く)
定 50人(先着順)
費 2,000円(プレー費・食事代)
※年会費未納者は別に500円。
種 18ホール・ストロークプレイ(新ペリア方式)
申 3月6日(土)までに、ケイマンゴルフ場へお申し込みください(電話可)。
問 ケイマンゴルフ場
☎ 54-1221

こたつ布団と敷き布団を併用すると熱が逃げないよ!



冬の省エネルギー

関東電気保安協会
<https://www.kdh.or.jp/>